

中世後期の小国郷の様相

熊本県教育庁文化課 青木勝士

1 阿蘇本社領としての小国郷

中世の小国郷は北郷・中郷・東郷・西郷・南郷・小国郷からなる、阿蘇郡一円を莊域とする郡名莊園の阿蘇本社領（阿蘇莊）の一部に属し、阿蘇大宮司の支配を受けている。

元徳元年（1329）から正慶元年（1332）までの阿蘇社造営に際しては、元徳2年（1330）2月23日^{註1}に「小国宮原六家内」に料木6本、四祝分として小国郷内冠形郷に4本、空志津里・平瀬に各1本が賦課され、正慶元年（1332）9月2日^{註2}には小国24家分の造営料釘・懸繩が賦課されている。さらに正平7年（南1352）^{註3}の阿蘇社上葺葺替えに際しては、二宮裏面部分を「小国ヨリ一所北里上田満願寺領」が、四宮裏面部分の一部を「小国ヨリかむり方」が負担している。また正平17年（南1362）11月28日付阿蘇山衆徒等料足日記写^{註4}には、阿蘇山本堂造立供養料足の「地頭御分」として、小国郷内穴田4町の「毎年得分物四十石五ヶ年御寄進之」が充てられていたことが記され、正平18年（南1363）閏1月25日^{註5}に阿蘇社造営に際して「一、おくにのふん、はしら十六ほん」が阿蘇社造営料木として納められている。そして、阿蘇社の年中行事の一つであった高橋神・火宮神を祭る両神社（権現）の、毎年11月中の酉の日酉の刻から始まり、6日間行われる両神社神事の料足四石八斗も、小国郷内25ヶ所の寄合が負担している^{註6}。

このように小国郷は阿蘇本社領の莊内郷村として、他の莊内村落とともに阿蘇社社殿・阿蘇山本堂造営などの費用を負担して阿蘇社を経済的に支えていたのである。そして阿蘇社も阿蘇本社領内の莊内村落に経済的に依存することによって宗教的行事を維持することが可能であったと云うことができる。

2 阿蘇氏領域支配体制下の小国郷

鎌倉幕府から認められた鎌倉期の阿蘇本社領の中には小国郷は含まれておらず^{註7}、元弘3年（1333）11月4日付雜訴決断所牒^{註8}で建武政権から、同年7月の阿蘇惟時ら一族の上洛の勲功として、大宮司阿蘇惟直に阿蘇莊一円支配が認められ、この段階で小国郷も阿蘇本社領の一郷村から阿蘇氏の支配領域の中に組み込まれていったものと思われる。さらに延元4年（南1339）4月に南朝方の阿蘇惟澄追討のために小国郷に在陣していた仁木義長代官古子次郎に対して、阿蘇惟澄が高知尾一族（宮崎西臼杵郡高千穂町）とともに古子勢を追い落とした後、郷内に城郭を構えて支配領域の境界線の防備を固めている^{註9}。このことから、古子次郎追落を契機にして、阿蘇惟澄は完全に小国郷を支配領域に組み込むことに成功したのである。

そして小国郷北部の豊後国に接した下城（下城下城）を姓とする下城左馬助重昌（下城左馬助重昌）が阿蘇氏の重臣甲斐氏の系図に見え^{註10}、天文12年5月29日に隈莊に入封したとされる隈莊甲斐守親昌の母に下城重昌女と見えることから、阿蘇氏は小国郷支配の中心的役割を重臣甲斐氏一門の下城氏に期待して、配置したものと考えられる。

このような阿蘇氏による小国郷支配の実態は、阿蘇氏家臣の富野惟世が永享9年（1437）9月5日付^{註11}で在地領主の矢津田孫太郎に松山村内の田一町二丈と松尾道心分・常楽坊半分の畠地を宛行っていることや、文明16年（1484）5月9日付^{註12}で阿蘇惟忠が矢津田因幡守に「小国之内炭切居屋敷」を宛行い、明応7年（1498）3月18日付^{註13}で阿蘇氏奉行人北里義繁・富迫兼貞の連署で矢津田因幡守に畠四段・山田（阿蘇山田）之内しやうかく屋敷・ひしりまちのしりのきれ田一段が宛行われ、阿蘇惟豊が永正9年（1512）1月11日付^{註14}で矢津田左京亮に鬼山三段^{註15}と「御名字之地」小国西里之内垂水（小国垂水）一町・湯元七段を宛行い、室原越前守に小国中原之内坂下（小国坂下）二町二段を宛行っていることから、土地処分権を持った阿蘇氏の実質的な小国郷での領地支配体制が確立されていたと見ることができる。

小国郷一帯が戦乱の場として登場するのは、永正13年の朽網親満の乱に際して、大友親敦（義鑑）が永正13年（1516）9月2日付^{註16}で、小国郷の在地領主矢津田左京亮・室原藤次郎に對して「朽網兵庫頭同意之族引起一乱」を報じ、阿蘇惟豊と協議して「讒者成敗儀定候」としたことを示して、領内での親満与党の検断を依頼したことを見ることができる。

〔史料1〕永正13年（1516）9月2日付大友義敦（義鑑）書状（切紙）〔室原文書3〕

如存知其方事、代々申承候、就中惟豊別而無等閑候之處、朽網兵庫頭同意之族引起一乱候、雖然惟豊申談、讒者成敗儀定候處、以右凶徒所行、被乱足候、不及是非候、併衆徒衆當家同心之条、惟豊帰鞍之儀、可申談候、本望候、猶老共可申候、恐々謹言

九月二日

義敦（花押）

室原藤次郎殿

〔史料1〕と同日付同文が矢津田左京亮にも発給されているが、ここで大友義敦は矢津田左京亮・室原藤次郎を「如存知其方事、代々申承」っている者として捉えており、永正13年以前から大友氏と小国郷の在地領主が関係を持っていたことが推察される。そしてさらに「惟豊帰鞍之儀、可申談候」としていることから、矢津田・室原氏などの小国郷の在地領主層の上層権力に阿蘇氏が存在していたことが理解される。それは阿蘇惟豊が阿蘇惟長・惟前を薩摩に追放し、鞍岡（宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町）から矢部（矢部町）に帰還し、大宮司職を回復した後の論考功賞で、永正14年（1517）5月2日付^{註17}で阿蘇惟豊が「任累代之旨、今度忠功之次第、誠神妙者也」として、室原駿河守に室原（小国室原）二町・黒渕（小国黒渕）七段・槐木五段を宛行い、矢津田左京亮には「守次第相続之旨、北里次郎さ衛門尉以同意忠貞之段、不可有忘却者也」として、井之本七段・垂水（小国垂水）一町を宛行い、北里次郎左衛門尉に「去弓箭以来、曾祖父之忠節無漂連続、

誠無比類旨、於永代不可有忘却者也」として、「代々名字地六十町・堅田二町・室一町並為加恩上田三町・湯田三町三段宛行」ってることからも理解される。

これらの事実は、北里氏をはじめとする小国郷の在地領主が阿蘇惟豊に従って阿蘇惟長・惟前党鎮圧のために出陣していたことを示している。この中で注目されるのは、「守次第相続之旨、北里次郎さ衛門尉以同意忠貞」した矢津田氏と、北里氏の関係である。次にあげる史料に、阿蘇氏領域支配体制下の小国郷での北里氏の役割を見ることができる。

[史料2] 永正14年（1517）5月2日付阿蘇惟豊宛行状 [北里文書2]

去弓箭以来、曾祖父之忠節無漂連続、誠無比類旨、於永代不可有忘却者也、仍代々名字地六十町・堅田二町・室一町並為加恩上田三町・湯田三町三段宛行訖、然小国役職事、如前代格護無余儀處、此方意見以得心、小国向後之収、別而銘肝腑處、連々可頗心底者也、弥守次第相続旨、可抽忠貞、殊有限、御神事諸公役等、不可有怠慢状如件

永正十四天丁丑 五月二日

惟豊（花押）

北里次郎左衛門尉殿

この文面から、北里氏は阿蘇氏領域支配体制の中で、小国郷における行政・軍事両面での、阿蘇氏の代官的役職「小国役職」に任じられていたことがわかる。このため北里氏は矢津田氏など小国郷内の在地領主の寄親的役割を果たしていたものと見られる。この背景には、北里氏が本姓を大神氏系綿貫氏とし^{註18}、元亨4年（1324）10月2日に綿貫次郎左衛門入道契実が、鎌倉幕府から満願寺北坊以下隆經進止所領諸職等の相続に必要な文書を巡る隆済と隆賢の相論に関する事実関係の調査を命じられる^{註19}などの、北里（小國守）を本領とする有力在地領主であったことがある。この伝統的に小国郷に影響力を持つ北里氏を、阿蘇氏は「小国役職」に任じることによって領域支配体制内に取り込み、小国郷への支配のスムーズ化を図ったものと見られる。しかしその一方で、室原左馬助宛の阿蘇惟豊感状の中で「猶下城右京亮可達候」^{註20}と、阿蘇惟豊の意思を室原左馬助に伝達する人物として下城右京亮が登場しており、前述した下条氏の政治的な性格から、この人物は阿蘇氏側の小国郷代官的役割を持っていたものと推定される。ここに郷内の既存勢力を利用しながら、支配力を在地に浸透させながら実務を行い、その一方で、直臣を郷内の要所に配置して直接支配を指向する阿蘇氏の領域支配構造の実態が見えてくる。

永正14年に阿蘇惟長・惟前与党との戦闘が終息した後、阿蘇惟豊は木口での戦闘の感状を永正14年（1517）5月4日付^{註21}で室原左馬助に、永正15年（1518）1月12日付^{註22}で矢津田左京亮・室原三河守に発給している。だがこの後鞍岡番に参陣していた室原三河守に恩賞として与える欠所がなく、室原左馬助から訴訟される事件が起こっている^{註23}。この訴訟事件は永正16年6月15日まで続き、途中瀬田弥七左衛門の旧領が欠所になっているとの噂が流れたり、永正16年初秋までには沙汰するといった交渉が行われたりしたが、結局棄却されて終わっている。この一

連の恩賞を求める在地領主一族と阿蘇氏側のやり取りには、阿蘇惟豊が大宮司職回復直後にあって、混乱していた領域支配体制の再建過程の一端が見えていく。

このようにしながらも阿蘇氏領域支配体制は再建され、天文13年（1544）4月8日^{註24}には阿蘇惟豊が北里左衛門尉の「親父以来忠義之節目、以続累年之忠功」を賞して、阿蘇郡上井手（一部町内）之内二町・小国之波居原（南小国町満願寺）八町・同上上仁田一丁・同田原（南小国町満願寺）一丁廿を宛行い、阿蘇郡内で安定的な領域支配を展開している。

3 大友領国体制下の肥後国の中での小国郷

天文3年（1534）の大友義鑑による菊池義武討伐を契機にして本格的に大友氏の勢力が肥後国内に及ぶようになり、室原伊豆守が天文3年3月16日に行われた腰尾原合戦（益郷松）に大友方として参陣している^{註24}。しかし、この段階の小国郷の在地領主に発給された大友義鑑書状^{註25}には文末に「追而惟豊申談」「惟豊可申談候」^{註26}とあって、阿蘇惟豊を通して大友氏が接触していたことが理解され、在地領主の直接的上層権力として阿蘇氏が存在していることが確認される。だが、天文12年（1543）5月に大友義鑑が室町幕府から肥後国守護職に補任され、公的に肥後国支配権が認められるようになると、大友氏の影響力も強まり、北里加賀守に「肥後国之内五拾町分」^{註27}を預け置いている。

天文19年（1550）2月12日二階崩れの変で義鑑が没し、家督相続した大友義鎮の代になると、さらに肥後国の大友領国化が進められてゆくことになる。二階崩れの変に乗じて蜂起し、阿蘇惟豊を頼って南郷（阿蘇郡南郷谷）に敗走してきた入田親誠父子を誅伐するように北里兼義に依頼した、天文19年3月8日付大友義鎮書状^{註28}には「此節惟豊嚴重被加下知、悉於被討留者、永代不易可申談候、此等之儀、以兼義入魂、任所存候」と記され、阿蘇惟豊と「入魂」者北里兼義を同格に扱っている。また、北里兼義に肥後国山鹿郡之内高橋（鹿橋高橋）分十四町・同郡之内幸野分五町・菊池郡之内繁根木（延縄織田）八町・同郡之内経之坪三町分を宛行った、天文19年閏5月16日付大友氏年寄連署奉書^{註29}では「任御判之旨、可有知行」とあって、大友義鎮の「御判」を唯一の知行の根拠にしている。このような大友義鎮の領国化政策の方向性は、次に挙げる史料に顕著に現れている。

[史料3] 天文19年（1550）閏5月16日付大友義鎮書状 [満願寺文書7]

就義武退治之儀、小原遠江守至其堺出張之段、申付候之条、諸勢急度可越山議定候、毎事可預入魂候、肥後国可任所存事、不可移時日候、於彼國中一寺可預進之候、在所柄被相閑目、重而承、以一行可申候、恐々謹言

閏五月十六日

義鎮（花押）

満願寺殿御同宿中

このように大友義鎮は菊池義武討伐を名目にして肥後国方分小原鑑元を派遣し、「肥後国可任所存事、不可移時日候」とした、肥後国の大友領国化が進めていったことが理解される。こ

こに肥後国一円支配をめざす大友領国化政策の中で、阿蘇氏領域支配体制は破綻し、次第に解体され、北里氏は大友氏の直臣化し、小国郷は阿蘇氏の直接支配から離れることになったのである。そして、この変化は在地領主層にも影響を与え、矢津田右衛門尉は大友直臣になった北里氏に近づき、元亀3年（1572）3月20日に北里永義から「氏大神家之字」である北里姓と北里氏の通字である「義」字を与えられている^{註30}。このように在地領主層の中でも、阿蘇氏を頂点とする阿蘇領域支配体制から脱する変化が起り、郷内の階層秩序が変質したことが理解される。

しかし、阿蘇氏領域支配体制が破綻したとはいえ、小国郷は領域的には伝統的に阿蘇本社領であり、大友氏の領国支配体制の中で、天文19年閏5月16日以後も在地レベルでは阿蘇氏の勢力が温存されている。このことは使僧の功賞として満願寺密教坊に、豊田之内古閑之村（-の宮町三丁）七段三丈並守山之内せっしゅ寺三町を、天文19年12月8日付で宛行っている阿蘇惟豊判物^{註31}や、満願寺領を安堵している。天文22年（1553）3月14日付阿蘇惟豊判物で確認することができる。特に永禄3年（1560）10月11日に阿蘇氏家臣7名の連署で、中原口合戦（南国町中原）で戦死した満願寺西坊北掃部頭の跡を息子赤房丸に相続させるように満願寺北坊に指示する^{註32}など、寺内人事に強力な発言権をもって、小国郷内に影響力を残していることには注目される。

4 戦乱の中の小国郷

小国郷では大友・阿蘇氏の二重支配構造を見ることができたが、天正8年（1580）9月21日の詫間原合戦（熊本城大江町瀧一帯）^{註33}を皮切りに島津氏が肥後国に進出し始め、室原千四郎が阿蘇惟将の配下で大友方として出陣している。小国郷へは天正12年（1584）10月2日に島津方に応じた牢人等が小国郷堺に攻め寄せ、大友方の阿蘇惟将配下の矢津田監物允・矢津田右衛門尉・室原又七郎・室原掃部助・室原駿河守・室原孫太郎・室原与次郎が手水野口（樋町手水）合戦^{註34}で戦闘し、天正13年2月14日には室原口（小国町黒川）合戦^{註35}で室原駿河守・室原又七郎が防戦し、開戦以来、天正13年3月10日には北里和泉守・北里惟昌が北里に籠城して防備を固めている^{註36}。

これに対して島津方は小国郷への進出を図るために小国郷の在地領主層に内応を働きかけ、島津方に応じた下城伊州が攻め寄せ^{註37}、矢津田監物允が対戦している。また天正13年3月6日まで大友方であった北里惟昌も天正13年（1585）3月25日以前に島津方に内応し、北里惟昌に町田久信が本領安堵を条件にした、大友方の在地領主の内応工作を勧めている^{註38}。これに対して、阿蘇惟光は天正13年4月23日付で北里千十郎・室原千四郎・室原弥三郎に感状を発給し^{註39}、天正13年5月3日付で惟昌息子の北里親生に惟昌の跡を安堵し^{註40}、大友義統は天正13年11月19日付で「以父子各別之地体」として、血判誓詞を提出した北里親生を賞している。そして大友義統は天正13年12月10日に出頭してきた北里親生に家督相続を許している^{註41}。しかし、この時点で「今度小国表無実所成立、不及是非候」^{註42}という状況で、小国郷は島津方の手に落ちており、小国郷陥落後も天正14年（1586）10月14日まで北里親生・親定は大友義統に従って豊前守

佐方面に転戦している^{註43}。この間の小国郷での戦闘は停止していたようで、郷内の状況を見るることはできない。だが、豊臣秀吉の九州征伐で敗戦した島津勢は、天正14年（1587）12月28日に小国郷から撤退し、残留する北里惟昌に対して島津家臣3名の連署で「肥後国従公儀、於被宜仰出者、及其時北里ニ下之城之事、為新恩相加、可被宛行之」^{註44}と、公儀=豊臣秀吉から北里惟昌に下城（下城）宛てがわれることを言い含めて、公儀からの沙汰を待つように指示している。

これ以後、肥後国には豊臣大名として佐々成政が入封し、近世を迎えてゆくことになるのである。

5 小結

これまで鎌倉末期から天正15年豊臣秀吉の九州国割までの小国郷の動向を概観してきたが、小国郷は地理的に阿蘇本社領・肥後国の境界線に位置することから隣接する豊後・日向と阿蘇本社領・阿蘇氏と大きく係わっていたことが理解された。特に北里氏のような大神姓は日田郷をはじめとして豊後山間部に多く分布し、氏族的な広がりの中で小国郷が開拓され、阿蘇本社領の中に組み込まれていったものと見られる。そして郷内の在地領主層は阿蘇氏領域支配体制の中で次第に被官化し阿蘇氏の支配のもとで活動するが、天文19年閏5月16日を境にして肥後国の大友領国化政策の中で阿蘇氏領域支配体制は破綻し、北里氏のように大友直臣化するもの、その北里氏の疑似一族化する阿蘇氏被官矢津田氏、大友氏の支配下に置かれた阿蘇氏の被官として残る室原氏など、一元的な阿蘇氏領域支配体制から郷内の階層秩序は新たに再編されて行くようになる。

今後は佐々氏・加藤氏入封以後を含めた小国郷の様相について分析して行きたいが、この点については先行研究の松本雅明氏の成果^{註45}を踏まえて別稿に譲りたい。

註

※ [阿蘇文書] は『大日本古文書家わけ13』、[北里文書] [満願寺文書] [室原文書] は『熊本県史料中世編1巻』、[矢津田文書] は『熊本県史料中世編4巻』が出典

- 1 元徳2年2月23日阿蘇社造営料木注文写 [阿蘇文書291]
- 2 正慶元年9月2日阿蘇社造営料釘等支配状写 [阿蘇文書291]
- 3 正平7年 阿蘇社上葺注文写 [阿蘇文書]
- 4 正平17年11月21日阿蘇山衆徒等料足日記写 [阿蘇文書]
- 5 正平18年閏1月25日阿蘇社造営料木納帳 [阿蘇文書173]
6 阿蘇社年中神事次第写 [阿蘇文書写P712]
- 7 承久2年9月14日北条義時下文 [阿蘇文書19] や元仁2年3月5日北条泰時下文 [阿蘇文書24] ・安貞2年6月6日北条泰時下文 [阿蘇文書27] ・文暦2年8月27日北条泰時下文 [阿蘇文書30] ・寛元元年11月9日北条経時下文 [阿蘇文書35] ・弘安10年10月13

- 日北条為時下文〔阿蘇文書54〕では阿蘇本社領は中村・下田・上久木野・下久木野・荒木・大野・柏村・草部しか見られず小国郷は含まれてはいない。
- 8 元弘3年11月4日雜訴決斷所牒〔阿蘇文書77〕
 - 9 正平3年9月日阿蘇惟澄軍忠状状〔阿蘇文書122〕
 - 10 甲斐氏系図〔新撰事跡通考系図7〕肥後文献叢書3
 - 11 永享9年9月5日富野惟世宛行状〔矢津田文書1〕
 - 12 文明16年5月9日阿蘇惟忠判物〔矢津田文書2〕
 - 13 明応7年3月18日阿蘇家家臣連署奉書〔矢津田文書3〕
 - 14 永正9年1月11日阿蘇惟豊宛行状〔矢津田文書4〕〔室原文書2〕
 - 15 本文書で宛てがわかれている所領の内、鬼山は永正12年閏2月12日に阿蘇惟豊に返還されている。〔矢津田文書6〕なお、それ以外の所領は〔矢津田文書6〕の中で「御名字之地」とされている。
 - 16 永正13年9月2日大友義鑑書状〔矢津田文書8〕〔室原文書3〕
 - 17 永正14年5月2日阿蘇惟豊宛行状〔室原文書4〕〔矢津田文書7〕〔北里文書2〕
 - 18 元亀3年3月20日北里永義名字書出〔矢津田文書12〕
 - 19 元亨4年10月2日沙弥某・平某連署裁許状〔北里文書1〕
 - 20 永正13年11月13日阿蘇惟豊書状〔室原文書8〕
 - 21 永正14年5月4日阿蘇惟豊感状〔室原文書7〕
 - 22 永正15年1月12日阿蘇惟豊感状〔矢津田文書9〕〔室原文書5〕
 - 23 室原三河守は永正15年1月12日に阿蘇惟豊から感状が与えられている〔室原文書5〕が、6月25日になって村山惟民から欠所がないため三河守の鞍岡番の恩賞が後日になることを知らされている〔室原文書10〕。そして6月27日に西惟栄が三河守に鞍岡番の功労を賞している〔室原文書11〕。しかし永正16年初になんでも恩賞が与えられず、永正16年4月1日には村山惟民から室原惣領の室原左馬助に欠所がないことが報じられた〔室原文書12〕。そこで左馬助は阿蘇惟豊に自訴に及び、5月13日に村山惟民が初秋までには恩賞が与えられると左馬助をなだめるが〔室原文書13〕、5月14日には西惟栄が所領配分ができないことを報じている〔室原文書14〕。それでも村山惟民は左馬助の自訴を受けて6月14日に瀬田弥七左衛門旧領が欠所になっている噂を左馬助に伝えている〔室原文書15〕。だが、6月15日に西惟栄が瀬田領は弥七左衛門子孫が相続することを報じて欠所説を否定し〔室原文書16〕、重吉が左馬助の自訴が棄却され結審したことを報じている〔室原文書17〕。結局、三河守の恩賞は立ち消えになったことが決定された。
 - 24 天文13年4月8日阿蘇惟豊宛行写〔北里文書4〕
 - 25 天文13年4月5日大友義鑑感状〔室原文書18〕

- 26 [室原文書18] では「追而惟豊申談」とあり、この時期に近い時期に発給されたと思われる年次11月4日付大友義鑑書状 [室原文書19] 「矢津田文書8」でも「惟豊可申談候」と見えて、室原氏・矢津田氏は直接的には阿蘇惟豊の下位にあったことが推察される。
- 27 年次12月13日大友義鑑預け状 [北里文書4]
- 28 天文19年3月8日大友義鎮書状 [北里文書3]
- 29 天文19年閏5月16日大友家年寄連署奉書 [北里文書5]
- 30 元亀3年3月20日北里永義名字書出状 [矢津田文書12]
- 31 天文19年12月8日阿蘇惟豊判物 [満願寺文書8]
- 32 天文22年3月14日阿蘇氏家臣連署証文 [満願寺文書10]
- 33 この詫問原合戦後、室原千四郎の軍功は阿蘇家臣甲斐宗運・紹貞によって真光寺法印を通じて大友義統に報告され、天正8年9月29日に義統から感状が与えられ [室原文書20]、10月9日には感状受領に際しての注意を甲斐宗運・紹貞が千四郎に与えている [室原文書21]。
- 34 この手水野合戦後、天正12年12月12日に阿蘇惟将が参陣した矢津田監物允・右衛門尉・室原又七郎・掃部助・駿河守・孫太郎・与次郎に使僧乗蓮寺を遣わして感状を与えている [矢津田文書11] [室原文書28・29・30・31・32]。この中で監物允への感状は見えないが、天正13年12月11日に監物允に発給された甲斐親直書状の中に「去年十月以来」と見えるので、監物允も手水野合戦に参陣していたものと見られる [矢津田文書10]。
- 35 この室原口合戦後、天正13年2月30日に阿蘇惟将は参陣した室原駿河守・又七郎・右衛門尉に天正12年10月2日手水野合戦以来の小国郷堺での対島津戦の軍功を含めて感状を与えている [室原文書33・34・35]。また3月12日には同文の感状を矢津田右衛門尉に与えている [矢津田文書15]。
- 36 天正13年3月6日付甲斐親英書状の中に「以惟昌御同前御籠城候」と見え、3月25日には島津方に内応していた北里惟昌がこの時点では大友方として籠城していたことがわかる [室原文書39]。さらに天正13年3月10日付市下惟厚書状には北里和泉守が「一両年至北里御在城候」していたことが見え [矢津田文書16]、北里には北里惟昌・和泉守が守備に在城していたと思われる。
- 37 天正13年12月11日付甲斐親直書状で、矢津田監物允の天正12年10月の手水野合戦以来の軍功が賞されているが、この中に「下城伊州越山之刻」の軍功が見え、本文書発給時期から近い時期に阿蘇家臣下城伊州が島津方に内応して、小国郷に攻め込んでいることが理解される。
- 38 天正13年3月25日町田久信判物 [北里文書11]
- 39 小国郷の中心的な有力在地領主であった北里惟昌の内応の影響で動搖した阿蘇惟光は郷

内在地領主の心理的な動搖を押さえ、島津方への内応の続出を防ぐため、惟昌の内応の直後の天正13年4月23日に、管下の北里千十郎・室原千四郎・弥三郎にこれまでの軍功に対する感状を発給して、これらの在地領主を繋ぎ止める努力を行っている〔矢津田文書14〕〔室原文書37・38〕。

- 40 父北里惟昌の内応に続いて内応する可能性のあった北里親生が阿蘇惟光に従来通りの忠節を誓ったことから、親生に北里氏の本領を安堵している〔北里文書13〕。
- 41 天正13年5月3日付の阿蘇惟光の北里親生に対する本領安堵を受けて、大友義統も天正13年11月19日に血判誓詞を義統に提出した親生を認め〔北里文書14〕、12月10日には出仕してきた親生に対して、弟北里親定の同意を条件にして北里氏の家督相続を許している〔北里文書15・16〕。
- 42 天正13年12月10日大友義統書状〔北里文書15〕
- 43 北里親生は豊臣方の仙石秀久と合流した大友義統指揮下で天正14年10月3日に宇佐郡に着陣し〔北里文書20〕、10月13日には豊前4郡が豊臣方にはば制圧されたため、近日陣替えが行われることを大友義鎮が北里親生に報じている〔北里文書21〕。このことからこの時点まで北里親生は大友義統指揮下にあったことが確認される。
- 44 天正14年12月28日島津家臣連署奉書〔北里文書22〕
- 45 松本雅明「加藤清正と下城氏」『熊本県文化財報告第37集下城遺跡I』熊本県教育委員会1979